

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 5 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

セーフティネット保証5号における宿泊業や飲食業などの追加指定について
（周知依頼）

平素より観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

3月3日に経産省（中企庁）より、セーフティネット保証5号の対象業種に「7912 旅行業者代理業、4899他に分類されない運輸に附帯するサービス業（旅行サービス手配業、ツアーオペレーター業を含む。）」等40種の追加指定することを決定したことが発表されました。

また、旅行業については、7911で指定されております。

正式には3月6日（金）に官報にて40業種の追加指定を告示する予定となっておりますが、3月3日から先行して各信用保証協会においてセーフティネット保証5号の事前相談を開始しております。

つきましては、この情報が貴都道府県登録の旅行業者等に十分に行き渡りますよう、周知徹底のほどよろしくお願い致します。

なお、経産省発表の資料一式を添付いたしますが、以下URLにも同じものが掲載されております。

（経産省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>